

平成 25 年 12 月 12 日

我孫子市議会
放射能対策特別委員会
委員長 掛川 正治 様

東京電力福島原子力補償相談室
千葉補償相談センター所長 萩原 繁

放射能対策特別委員会における質問・要望事項への回答について

弊社事故により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、心よりお詫び申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 29 日に開催された放射能対策特別委員会における質問・要望事項につきまして、確認・検討させていただいた内容を別紙のとおりご回答いたします。

以上

平成 25 年 10 月 29 日 放射能対策特別委員会 質問・要望事項への回答

1. すでに我孫子市が請求している放射能対策室の人事費（時間内）を支払ってほしい。

A. 賠償金のお支払い対象となるのは、本件事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲となります。具体的には放射性物質検査、汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分等の業務（賠償対象業務）が該当し、これらに直接係る検査運搬費や交通費、臨時職員給与や職員時間外手当等を賠償対象としております。
ご請求いただきました就業時間内における人件費につきましては追加的負担が生じたことが認められないため、賠償対象外とさせていただいております。
2. 今確認中という平成 24 年度分の我孫子市からの請求については、早急に確認をし、請求額をきちんと払ってもらえるような処理をお願いしたい。

A. 貴市より弊社書式にてご請求いただいた、平成 24 年度分の上水道事業および学校給食等に係る検査費用につきましては、ご請求の内容をご確認させていただき、ご請求額どおりにお支払いさせていただいております。
また、廃棄物処理事業につきましては、ご担当部署さまと調整をさせていただきながら、証憑等の確認を進めさせていただいておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
3. 特措法に拠らない除染費用（道路側溝等）を支払ってほしい。

A. 特措法に拠らない除染などにつきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応したいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含めてお取り扱いが決まっておりません。
なお、除染につきましては、原則として放射性物質汚染対処特措法等（以下、特措法）に基づき、国や市町村が実施することになっており、その費用は後に弊社へ求償されるものと認識しております。

4. 我孫子市が請求したもの（時間内の人件費や独自除染の費用等）を支払ってほしい。自治体独自に行っていることなどに関しては、補償相談センターでイニシアチブをとつて「支払わなければならない」という観点で業務にあたってもらいたい。

A. 現時点での職員対応費や除染費用の考え方につきましては、前の質問事項の中で回答させていただいたとおりでございます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今後も費用をご負担された経緯やその費用の内容等の具体的なご事情について、担当部署さまと連絡を密にとりながら、適切に対応させていただきたいと考えております。

5. 大雑把でも構わないので、業種別の損害賠償請求状況、一般の個人のお宅の損害賠償請求状況等を資料として提出してもらいたい。

A. ご請求者さまからのご請求状況につきましては、弊社として詳細なご回答を差し控えさせていただきます。なお、大枠のご請求状況につきましては、個人38件（農業者・漁業者の団体請求含む）、法人3件（本社：我孫子市）となっております。

6. 我孫子市は汚染状況重点調査地域に指定されている。子ども・妊婦を対象とした健康調査費用を速やかに支払ってほしい。

7. 健康被害については、東京電力株式会社が中心になって調査研究を進めてほしい。本社にも伝え、対処してほしい。

8. 福島だからどうということではなく、東葛地域においても、同じ比重で健康被害について、きちんと示さなければならぬと思うので、その点、本社にしっかりと訴えてもらいたい。

A. 費用をご負担された経緯やその費用の内容等の具体的なご事情をお伺いし、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、必要かつ合理的な範囲で適切に対応させていただきます。なお、避難等対象者さまへの支援に要した費用については、災害救助法により福島県さまに求償いただく仕組みとなっております。

（質問6～8につきましては、健康調査費用に関する事項のため、回答をまとめさせていただきました。）

9. 公害等調整委員会の調停にかかる弁護士費用、今後、訴訟に発展した場合の費用等を損害賠償基準の中に入れ込めるかどうか、本社に持ち帰って検討してもらいたい。

A. 一般に、任意協議においては、当事者双方が負担すべきことが基本原則と考えられるため、弁護士費用の賠償は致しかねます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

10. 最終処分場について、原発立地地域以外でも非常に困っているということを認識してもらい、担当部署に伝えてもらいたい。

A. 指定廃棄物の最終処分場の確保ならびにそこへの指定廃棄物搬出に関しましては、特措法に従い実施されるものと認識しております。弊社といたしましては、本法律の枠組みに則って進められる国の諸施策に、可能な限り協力（技術的な知見や情報の提供等）してまいりたいと考えております。

11. 手賀沼のヘドロにたまつた汚染物質の除去等についての考えは。

A. 放射性物質により汚染された土壤等については、特措法に従い、国、自治体によって除染が進められております。また、除染関係ガイドラインでは、河床の堆積物の扱いについて、定期的にモニタリングを行いつつ、建物や道路等の除染作業が一定程度進展した後にその扱いを検討することが適当とされております。手賀沼等の河床や湖沼等につきましても、今後行われるモニタリングや、様々な事業における堆積物除去に関する知見等の蓄積を踏まえ、国により検討されるものと考えております。
なお、手賀沼においては、国や関係機関にてモニタリングが実施され、継続的に状況把握がなされていると認識しております。

12. 手賀沼は我孫子市にとって大切。手賀沼の除染ができるような技術開発を一生懸命してほしい。本社に伝えて、答えをお願いしたい。
 13. 手賀沼のヘドロのしゅんせつや除去の技術的な開発について、本社を通じて、電力中央研究所の研究機関を使って、研究開発を進めてほしい。
- A. 河床や湖沼の除染については、国にて検討することとされており、現時点
で弊社として手賀沼の除染につながる技術開発を直ちに行うことは困難で
すが、関係部署にて関連技術の情報収集に努めるとともに、国の検討に可
能な限り協力（技術的な知見や情報の提供等）してまいりたいと考えてお
ります。
- また、電力中央研究所では湖沼の除染および、その評価に係わる専門性を
有していないと聞いておりますが、地元の研究所として協力が可能な分野
がある場合には、必要に応じて支援を得ていきたいと考えております。
- （質問 12, 13 につきましては、除染の技術開発に関する事項のため、回答
をまとめさせていただきました。）

以 上